

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和8年2月27日(金) 午前9時30分から午前10時46分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席17名、欠席2名）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 ・欠席委員：11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、 <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：8番池原栄一委員 <p style="text-align: right;">(以上、出席18名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>星野局長、井上次長、小島係長（書記）、小竹主任主査、林主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	12番 委員
	14番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.192～No.198 7件

報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い
No.40～No.41 2件

報告第3号 農地の休耕及び増反届
No.65 1件

日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.29～No.33 5件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかる意見
No.12～No.14 3件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.352～No.444 93件

議案第4号 令和8年度糸魚川市農作業標準料金(案)

日程第4 その他

- 1 令和7年度糸魚川市内の農地の賃借料情報(案)について
- 2 次期農地最適化推進委員の選任にかかる状況
- 3 次回農業委員会の日程

3月30日(月) 9時30分開会 市役所 201・202会議室

【連絡事項】

農地法施行規則による各種手続きの登記事項証明書の添付が不要になったことによる農地の貸借手続きについて

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員の2名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、12 番井上二郎委員、14 番稲葉淳一委員を指名いたします。</p>
議長 林主査	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知> 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について7件ございます。説明を求めます。 報告いたします。1頁をご覧ください。 192番、193番、根知地区 蒲池地内の合計2筆4,721㎡については、農地の利用調整のための解約となります。 194番、磯部地区大洞地内の9筆4,027㎡については、圃場整備のための解約となります。 195番、能生谷地区 平地内の2筆2,999㎡については、農地の利用調整のための解約となります。 196番、能生谷地区 大沢地内の1筆1,285㎡については、農地の利用調整のための解約となります。 197番、198番、木浦地区 木浦地内の合計3筆2,126㎡については、農地の利用調整のための解約となります。</p>

議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 小竹主任主査	<p><報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひ> 報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひについて2件でございます。 説明を求めます。 報告いたします。5頁をご覧ください。 40番上早川地区、越地内の6筆636㎡について、現況は宅地です。 41番大和川地区、大和川地内の1筆73㎡について、現況は宅地です。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 林主査	<p><報告第3号 農地の休耕及び増反届> 報告第3号、農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。6頁をご覧ください。 65番、上早川地区宮平地内の1筆834㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、 報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請> 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を</p>

<p>林主査</p> <p>議長</p>	<p>求めます。</p> <p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>29 番下早川地区、五十原地内の1筆 545 m²について所有権移転贈与です。地図No. 1をご覧ください。申請地は市道五十原線沿いの場所です。譲渡人は遠方に居住しており申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>30 番糸魚川地区、東寺町2丁目、京ヶ峰2丁目地内の5筆 2,543 m²について所有権移転売買です。</p> <p>地図No. 2をご覧ください。申請地は2か所あり、原信糸魚川東店の西側と谷村美術館の北側になります。譲渡人は遠方に居住しており申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。申請地は畑として活用することから、隣の田への水の供給について、影響があるようなら、田越しを行うことを条件として許可したいものです。</p> <p>31 番能生谷地区、須川地内の1筆 204 m²について所有権移転売買です。地図No. 3をご覧ください。申請地は市道釜の谷線沿いの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。譲受人は現在富山に居住しておりますが、申請地に隣接する空き家を購入し、畑で野菜等を耕作するとのことです。</p> <p>32 番青海地区、青海地内の2筆 557 m²について1年の使用貸借です。</p> <p>地図No. 4をご覧ください。申請地は市道青海大沢向17号線沿いの場所です。譲受人は申請地を借り受け、畑として耕作したいというものです。譲受人は、農業法人に勤務しており、業務として耕作しており、自分で耕作してみたいとのお試し的に1年間畑を借りるものです。</p> <p>33 番青海地区、市振地内の1筆 120 m²について所有権移転贈与です。地図No. 5をご覧ください。申請地は市道青森18号線沿いの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。譲受人は松本市に居住しておりますが、申請地に隣接する空き家を購入し、桃の栽培をするとのことです。以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
----------------------	--

<p>議長 林主査</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかる意見> 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について3件ございます。事務局の説明を求めます。 説明いたします。9頁となります。 12番については24頁まで 大野・根知・今井地区の合計181筆259,019㎡について、法人の耕作者の変更を行うものです。 この度、経営的な判断で貸借契約の一本化を図りたいとのことで、一般参入の法人に耕作者の変更を行うものです。 13番根知地区の1筆 1,278㎡について、耕作者の変更を行うものです。 14番今井・青海地区の23筆 32,330㎡について、個人の担い手が、一般法人化したことによる耕作者の変更を行うものです。一般法人は農地の所有はできませんが貸借の契約はできる法人となります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 林主査</p>	<p><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見> 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について93件ございます。事務局の説明を求めます。 説明いたします。27頁からとなります。 今回は件数が多いため参考資料にてご説明します。 新規の合計が18件50筆57,493㎡、更新の合計が75件196筆199,748.81㎡、合計93件、246筆257,241.81㎡となります。 説明は以上です。</p>

議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 「なし」と呼ぶものあり ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 「地区担当委員より「異議なし」の声あり」 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議案第4号 令和8年度糸魚川市農作業標準料金(案)> 議案第4号 令和8年度糸魚川市農作業標準料金(案)について、事務局の説明を求めます。</p>
小島係長	<p>説明いたします。66項からになります。 まず、この標準料金案の目的ですが、農地法第52条と農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号にかかる「農地に関する情報提供」が目的であります。 資料上段の1農作業標準賃金ですが、昨年度比400円アップの9,000円としております。その算出につきまして、資料1をご覧ください。資材等の経費の状況を示しています。ご覧のとおり、農機の小売価格、人件費、農薬代は上昇していることが分かります。 一方で68項、下段の3米価の推移はご覧のとおり、7年産米は大幅に上昇しています。 次に69項、資料2は、人件費の推移を表しております。1県最低賃金は上昇傾向で特に7年は大幅に上昇しております。下段の2シルバー人材の労務単価一般作業の日給は、令和7年9,240円であり、1年で400円アップしております。 これらのデータから検討した結果、70項の資料3をご覧ください。最上段の一般作業の令和8年ではありますが、シルバー人材の労務単価日給で400円アップしていることから、同じく400円アップの9,000円としました。 以降、トラクター、田植え機やコンバインの作業につきましては、昨年の上げ幅と同額を上げております。これらの金額案検討につきましては、市内の主だった農業法人様と、農協の営農部様からもご助言、意見をいただく中で案を作成しております。特に農協様からは、各農家組合の作業を委託する側の立場も考慮する中でご助言いただいております。具体的には、乾燥調製につきは、昨年100円アップだった</p>

	<p>わけですが、法人様から 200 円アップしてほしいとの声がありましたので、農協様にも確認したところ、令和 3 年から令和 8 年で燃料単価が約 1.4 倍になっていることから、200 円アップの 2,700 円にしております。</p> <p>なお、以前から話題になっておりますドローンの価格につきましては、農協様にも相談したところ、農済のドローン作業料金を準用しまして、1 反 1,600 円で設定をしております。</p> <p>これらは、あくまでも参考価格の情報提供ですので、最終的には相対で条件を勘案する中で、金額を決めていただければと思います。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>ドローンの価格について、これでいい。</p> <p>労務単価、シルバー人材より低いのはよくない、今回はこれでいいが、次回は上げてほしい。</p> <p>ここ 2 年で日当 700 円をアップしている。次年度以降の検討課題としたい。</p> <p>同意見である。ぜひ、シルバー人材の労務単価よりは上げてほしい。最低賃金もアップしておりますが、一方で他の市町村の動向も勘案する中でこのように示しております。今回はこの金額で認めていただき、今後の課題として引き続き検討してまいります。</p> <p>農業者の立場からすると上げてほしい気持ちは分かるが、一方で委託する側のことを考えると、高くなりすぎると依頼しにくくなる。そのあたりも考えてほしい。</p> <p>ご意見は次回に活かし、今回はこの案のとおりとします。</p>
<p>議長 林主査</p>	<p>日程第 4 = その他</p> <p>1 令和 7 年度糸魚川市内の農地の賃借料情報 (案) について</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>本日配布の資料をご覧ください。標記の件は、先ほどの糸魚川市農作業標準料金と同じく、農地法第 52 条と農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の規定により農地に関する情報の提供を目的として公表しております。</p> <p>本件も 3 月末発行の農業委員会だよりにより農作業標準料金表とあわせ</p>

	<p>て配布する予定です。</p> <p>今回の賃借料情報ですが、令和7年の1月から12月までに、賃借権の設定をした情報を統計いたしました。各地区に平均額、最高額、最低額を記載させていただいているものです。</p> <p>統計をとるうえで、使用貸借の契約はデータから除いてあります。また、現物、米での契約の場合は、令和6年産米のJAの最終精算単価の1等2等の平均にした金額1俵22,275円で換算しています。</p> <p>傾向としては、小作料が物納の地区が米代の高騰により高く出ております。糸魚川、能生谷、木浦地区につきましては、全体の8割程度は物納の契約となっており、下早川でも全体の6割程度が物納の契約となっております。あくまで参考の数値ということです。</p> <p>今後につきましては市のホームページにも掲載させていただく予定です。以上で説明を終わります。</p>
議長 渡辺委員	<p>只今の件に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>現物が高騰しているので、それも統計に加えると、総じて高くなる。</p>
片山委員	<p>現物の統計は外して、別に表記するとか工夫が必要ではないか。</p> <p>昨年も話題になったが、この委員会で現物も統計に加えるとの話で決まって、事務局側は入れてきている。例えば、備考欄に掲載せるとかできないか。</p>
稲葉委員	<p>農地中間管理事業の契約上は、使用貸借であるから物納が掲載されていないにもかかわらず、物納の金額が載ってくるのは何故か。</p>
林主査 稲葉委員	<p>契約時に物納の量を聞いて、それを統計に反映している。</p> <p>米の単価がこれだけ上がっている現状では物納を統計に入れる必要はないのではないか。</p>
小島係長 渡辺委員 星野局長	<p>物納の統計を除いて、金銭のみの統計にすることでいかがか。</p> <p>物納の統計を別の表示に表現する等の検討が必要ではないか。</p> <p>いろいろご意見いただいているが、統計は金額のみの扱いとして、現物の表現の扱いに関しては、事務局一任でお願いしたい。</p>
議長 小島係長	<p>2 次期農業委員、農地最適化推進委員の選任にかかる状況</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>昨年12月10日まで募集しました、農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況ですが、農業委員は、先月の1月13日に選考委員会</p>

	<p>で応募者 19 名が「農業委員にふさわしい」との結論に至り、候補者に決定しました。現在、3 月市議会定例会において人事案件として、農業委員候補者一人一人が議案提出され、市議会で審議されます。そこで、議決されますと、市長決裁を経て、7 月 20 日に予定しています任命式で正式に任命される運びになります。</p> <p>そして、農地利用最適化推進委員は、定員 18 名のところ 19 名の応募がありましたので、先月 30 日の農業委員会後に行われた選定委員会で候補者 18 名が決定しております。応募者本人と推薦者にも通知を送付しております、農業委員と同様にホームページ等に公表になっております。その後は 7 月 20 日に予定されている農業委員会臨時総会で議決された後、農業委員会が委嘱する運びになります。本日お配りし推進委員の候補者の一覧表は、のちほどご覧ください。</p>
<p>議長 小島係長</p>	<p>3 次回農業委員会定例会の日程 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 3 月 30 日(月) 9 時 30 分開会 市役所 201・202 会議室です。 推進委員との合同になります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の件に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>